

# 消費生活サポーターを募集します！

あなたも、地域などで活躍してみませんか？

長野県では、消費者被害を防止するため、身近な地域や所属する団体・企業で消費生活に関するリーダーとして、情報を届けるなどの啓発や消費者教育をボランティアで活動していただく「消費生活サポーター」を今年度も募集します。

## 1 消費生活サポーターの活動内容

- 地域や職場などでの自主的な情報提供や啓発活動(資料は定期的に配布します)
- 消費者トラブルの相談窓口への誘導
- 地域における消費者被害防止見守り活動への参加、協力
- 県が主催する消費生活に関する講座・セミナー等への参加

※経験に応じて公民館活動など消費者教育等の講師として活動いただきます。

## 2 対象者

- 長野県内にお住まいの満18歳以上の方なら、どなたでも応募できます。
- 応募される方は、サポーター申出書と誓約書を勤務先、大学、所属する団体か、お住まいの市町村の消費者行政担当課を経由して提出してください。

## 3 養成講座の受講

- サポーター養成講座を4会場で開催しますので、応募される方は最寄りの会場で1回受講してください。(応募された方へは、後日詳しい内容をお知らせします。)

開催日	時間	開催場所	開催日	時間	開催場所
H27/7/28(火)	10:15~15:40	伊那市内	H27/7/30(木)	10:15~15:40	佐久市内
H27/8/4(火)	10:15~15:40	松本市内	H27/8/6(木)	10:15~15:40	長野市内

※上記講座のいずれかを受講した方は、消費生活サポーターとして認定されます。

## 4 任期

- 本年度3月末までですが、辞退届の提出がない限り、翌年度も更新します。

## 5 募集期限

- 平成27年6月30日(火)

※詳しくは、長野県消費生活情報のホームページをご覧ください。

<http://www.nagano-shohi.net/>

### 【問合せ先】

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1  
長野県県民文化部くらし安全・消費生活課  
相談啓発係

電話：026-223-6770

FAX：026-223-6771